平成２８年（フ）第４０６６号
大阪市都島区友渕町１丁目５番13―209号
債務者　渡辺　智和
1　決定年月日時　平成28年10月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　有田　和生
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年１月26日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成29年１月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４９６号
兵庫県尼崎市稲葉元町２丁目７番２―506号
債務者　オーガニックショップ水の子キララことアニュー伊丹こと　山崎　憲一（通称山崎憲一・山崎謙壱）
1　決定年月日時　平成28年10月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　津久井　進
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年１月27日午前11時45分
5　免責意見申述期間　平成29年１月13日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第７３号
長崎県東彼杵郡川棚町中組郷1093番地３、前住所長崎県佐世保市若竹台町254番地
債務者　吉田美惠子
1　決定年月日時　平成28年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　渡会　祐二
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年１月20日午前10時
5　免責意見申述期間　平成29年１月13日まで
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２８年（フ）第６６号
長野県小県郡青木村大字奈良本39番地12
債務者　成田　幸代
1　決定年月日時　平成28年10月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　織　　英子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年１月25日午前10時15分
5　免責意見申述期間　平成29年１月18日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２８年（フ）第２０５９号
横浜市港南区丸山台２丁目11番５号
債務者　平山　徳弘
1　決定年月日時　平成28年10月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　堀口憲治郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年１月23日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成29年１月20日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１１５号
長崎県佐世保市江迎町田ノ元503番地27、前住所長崎県平戸市生月町山田免495番地
債務者　西　　明子
1　決定年月日時　平成28年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小原　　亮
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年１月27日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成29年１月20日まで
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２８年（フ）第１４５７号
名古屋市西区浄心１丁目１番６―706号（シティ・ファミリー浄心）、従前の住所名古屋市西区菊井１丁目19番20号　藤和ハイタウン菊井ステージ２　1002号
債務者　紫藤　史人
1　決定年月日時　平成28年10月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　髙橋　俊光
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年２月15日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成29年２月１日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２８年（フ）第４５号
青森県十和田市西二十二番町40番18号　金崎Ｂ団地20号
債務者　赤沼　満江
1　決定年月日時　平成28年10月11日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月５日まで
青森地方裁判所十和田支部

平成２８年（フ）第４６号
青森県十和田市大字赤沼字下平438番地10
ひまわり団地３号
債務者　岩崎　圭一
1　決定年月日時　平成28年10月11日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月５日まで
青森地方裁判所十和田支部

平成２８年（フ）第４７号
青森県十和田市大字赤沼字下平438番地10
ひまわり団地３号
債務者　岩崎　秀夫
1　決定年月日時　平成28年10月11日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月５日まで
青森地方裁判所十和田支部

平成２８年（フ）第１６１号
茨城県石岡市南台１丁目24番２号　南台タウン４号棟
債務者　伊藤　哲也
1　決定年月日時　平成28年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月５日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２８年（フ）第１１１号
茨城県常総市向石下90番地　オオバハイツ103号
債務者　工藤　耕司
1　決定年月日時　平成28年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月５日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２８年（フ）第１１３号
茨城県坂東市法師戸70番地、前住所千葉県成田市中台１丁目１番地１（３棟302号）
債務者　松田　光男
1　決定年月日時　平成28年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月５日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２８年（フ）第１２６号
茨城県結城市大字結城13837番地
債務者　増山なほみ
1　決定年月日時　平成28年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月５日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２８年（フ）第１２７号
茨城県常総市水海道山田町1543番地３　常総千楽苑、前住所茨城県取手市白山４丁目３番20―６号
債務者　藤原　久芳
1　決定年月日時　平成28年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月５日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２８年（フ）第１３４号
茨城県古河市東諸川67番地１　グラン・ジュテⅠ―206号室
債務者　島袋　博行
1　決定年月日時　平成28年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月５日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２８年（フ）第１３５号
茨城県坂東市岩井4208番地４
債務者　真中　金二
1　決定年月日時　平成28年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月５日まで
水戸地方裁判所下妻支部